野田村 人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 1 職員の任免及び職員数の状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業の状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員の服務の状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 11 職員の競争試験の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

令和6年度に採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は次のとおりです。

| | 区 分 | 一般職(人) | | | |
|----|-------|--------|--|--|--|
| 新規 | 見採用 | 5 | | | |
| | うち任期付 | 0 | | | |
| 新規 | 見再任用 | 0 | | | |

イ 職員の離職

令和6年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は次のとおりです。

| | 区 分 | 一般職(人) | | |
|----|--------|--------|--|--|
| 定年 | F退職 | 0 | | |
| そ0 |)他 | 4 | | |
| | うち普通退職 | 2 | | |
| | うち任期満了 | 0 | | |
| 再信 | £用の満了 | 2 | | |

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| | 区分部門 | | 職員数 | (人) | 対前年 | |
|---|------|------|------------|------------|-----|--------------|
| | | | 令和7年 | 令和6年 | 増減数 | 主な増減理由 |
| | | 議会 | 1 | 1 | | |
| | | 総務 | 20 | 20 | | |
| | фл | 税務 | 3 | 3 | | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 般 | 民生 | 8 | 8 | | |
| 通 | 行政 | 衛生 | 6 | 6 | | |
| 会 | 部 | 農林水産 | 8 | 9 | Δ1 | |
| 計部 | 門門 | 商工 | 2 | 2 | | |
| 門門 | 1 1 | 土木 | 6 | 5 | 1 | |
| | | 計 | 54 | 54 | | 業務担当見直しによる増減 |
| | 教育部門 | | 7 | 8 | △1 | |
| | | 小 計 | 61 | 62 | | |
| 公 | 水道 | 道 | 3 | 3 | | |
| 企 | 下八 | k道 | 1 | 1 | | |
| 公営企業部 | その | D他 | 3 | 3 | | |
| 門門 | | 小 計 | 7 | 7 | | |
| | 合 計 | | 68 (98) | 69 (98) | Δ1 | |

注1 括弧内は、条例定数の合計です。

注2 職員数から特別職は除いています。

イ 年齢別職員構成の状況

(令和7年4月1日現在)

| | 20 歳 | 20 歳 | 24 歳 | 28 歳 | 32 歳 | 36 歳 | 40 歳 | 44 歳 | 48 歳 | 52 歳 | 56 歳 | 60 歳 | |
|----|-----------|------|------|------|--------|------|------|------|------|--------|------|------|----|
| 区分 | 20 歳 未満 | ~ | ~ | ~ | \sim | ~ | ~ | ~ | ~ | \sim | ~ | 以上 | 計 |
| | 不何 | 23 歳 | 27 歳 | 31 歳 | 35 歳 | 39 歳 | 43 歳 | 47 歳 | 51 歳 | 55 歳 | 59 歳 | 以上 | |
| 職員 | 0 | 3 | 3 | 13 | 7 | 10 | 4 | 3 | 5 | 8 | 8 | 4 | 68 |
| 数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成 28 年度から施行されたことに伴い、野田村においても平成 28 年度より野田村人材育成制度(人事評価制度)を導入し、職員の能力や経験、勤務実績等を総合的に判断することとしております。

| 評価の区分 | 評価の回数 | 評価の時期 |
|-----------------|-------|-------|
| 業績評価 能力・態度評価 | 1回 | 2月 |

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

村の職員は、村長、副村長等の特別職の職員と一般職の職員に区分されています。 令和6年度中にこれらの職員等に支払われた人件費の総額は7億3,009万円で、村の歳出総額の11.5%です。

| 区分 | 住民基本台 帳人口(令和 6年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | 令和6年度 の人件費率 |
|----|--------------------------|-------------|----------|----------|-------------|----------------|
| 令和 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 6 | 3, 881 | 6, 327, 468 | 291, 729 | 730, 085 | 11.5 | 15. 7 |
| 年度 | | | | | | |

注 人件費には、特別職、一般職職員の給与、報酬のほか、共済組合負担金、災害補償費などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度普通会計決算)

| 区分 | 職員数 A | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | 計 B | 一人当たり 給与費 B/A |
|----|----------|----------|---------|-------------|----------|---------------------|
| 令和 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 6 | 61 | 211, 711 | 49, 496 | 71, 491 | 332, 698 | 5, 454 |
| 年度 | | | | | | |

注 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職の職員の平均給料月額等は次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

| | | (14 117 4 1 | <u> </u> |
|------------|----------|--------------|----------|
| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 一般行政職 | 円 | 円 | 歳 |
| 一7文17 1文4联 | 302, 200 | 330, 600 | 42.3 |

- 注1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手 当(期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものの平均です。
- 注3 これらの額は、令和6年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給基準の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給は次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

| 区 | 分 | 野田村 | 岩手県 | |
|-------|-----|-----------|------------|--|
| 一般行政職 | 大学卒 | 221,600 円 | 221,600 円 | |
| | 高校卒 | 189,300 円 | 189, 300 円 | |

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

| D. | \wedge | 経験年数 | 経験年数 | 経験年数 | |
|-------|----------|------------|------------|------------|--|
| 区分 | | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 | |
| | 大学卒 | 280, 100 円 | 304,500 円 | 該当者なし | |
| 一般行政職 | 高校卒 | 262, 400 円 | 277,500 円 | 310,500 円 | |

注 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合にはその 期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適応される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な | 磁昌粉 | | | 参考 | | |
|-----|----------|------|--------|---------|---------|--|--|
| 凸分 | 職務内容 | 1 | 1再及辽 | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 | | |
| 1級 | 主事、技師 | 13 人 | 21.7 % | 16.1 % | 23.7 % | | |
| 2級 | 主事、技師 | 11 | 18. 3 | 19. 4 | 20. 3 | | |
| 3級 | 総括主査、主任主 | 24 | 40. 0 | 45. 1 | 40. 7 | | |
| るが又 | 查、主查 | 24 | 40.0 | 45. 1 | 40.7 | | |
| 4級 | 課長、主幹 | 3 | 5. 0 | 6. 5 | 3. 4 | | |
| 5級 | 課長、主幹 | 9 | 15. 0 | 12. 9 | 11.9 | | |
| 6級 | 課長 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |

注1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

注 2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(再任用職員 は除く)

(7) 昇給期間短縮の状況

給与制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を 100 とした場合の令和 6 年 4 月 1 日現在における本村職員のラスパイレス指数は、90.6 です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

(令和7年4月1日現在)

| 区分 | | 野田村 | |
|-----------------|---------|----------------|--------|
| | | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 令和6年度支給割合 | 6月期 | 1.250 月 | 1.000月 |
| 740年及又和司百 | 12月期 | 1.250 月 | 1.100月 |
| | 計 | 2.500 月 | 2.100月 |
| | 有 | | |
| 加算措置の状況 (職務の級等に | ※ 一般行政職 | の加算率 | |
| よる加算措置) | | 3級 5% | |
| | 4~ | ~6級 10% (主幹は5% | %) |

注 支給割合は、県と同じです。

イ 退職手当

(会和7年4月1日現在)

| | | (中和1年4月1日先任) |
|------------|---------------|--------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他加算措置 | 定年前早期退職者特別措置(| 2~45%加算) |
| 一人当たり平均支給額 | 8,202 千円 | |

注1 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

ウ時間外勤務手当

| | 令和6年度決算 | | 令和5年度決算 | |
|---------------|---------|----|---------|----|
| 支給実績 | 15, 776 | 千円 | 13, 663 | 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 | 229 | 千円 | 198 | 千円 |

注2 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

工 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

| | | | (13 - 1 H 1 | , -/- | , , , | / - 1 / |
|---------|--------------------------------|----------|------------------|-------|-------|----------|
| 支給実績(令和 | 支給実績(令和6年度決算) | | | | | 千円 |
| 支給職員1人当 | | | _ | 円 | | |
| 職員全体に占め | | | _ | % | | |
| 手当の種類 | | | 2 | | | |
| 手当の名称 | がある。 全の名称 主な支給対象職員 主な支給対象業務 | | | 左記耳 | 哉員に | 対す |
| | | | | る支糸 | 合単価 | |
| 危険手当 | 精神障害者の保護・護送に | 精神障害者の保護 | • 護送 | 1件 | 100 F | 円 |
| | 従事する職員 | | | | | |
| 防疫作業手当 | 感染症等の防疫に従事す | 感染症患者の救護 | 、感染症の | 1件 | 380 F | 円 |
| | る職員 | 家畜の防疫作業 | | | | |

オ その他の手当

(令和7年4月1日現在)

| 手当名 扶養手当 | 内 容 扶養親族のある職員に支給されます。(月 額:配偶者6,500円、子10,000円、父母等 6,500円 16~22歳の子1人につき5,000 | 支給実績 (令和 6 年度決算) 7,896 千円 | 支給職員1人当た り平均支給年額 (令和6年度決算) 213,405 円 |
|---------------|--|---------------------------------|---|
| 住居手当 | 円を加算) 賃貸住宅居住者に支給されます。 (月額:27,000円以下) | 2,458 千円 | 307. 250 円 |
| 通勤手当 | 通勤のために交通機関を利用し、又は交通 用具等を使用している職員に支給されま す。(月額:交通機関利用者50,000円以下、 交通用具等使用者37,600円以下) | 2,035 千円 | 84, 792 円 |
| 管理職手当 | 管理の地位にある職員に支給されます。 | 3,240 千円 | 360,000 円 |
| 寒冷地手当 | 11 月から翌年3月までの間、現に支給地域 に居住する職員に対して支給されます。(月 額8,200円~19,800円) | 4,319 千円 | 66, 446 円 |
| 宿日直手当 | 宿直又は日直勤務することを命ぜられたと きに支給されます。(勤務1回:4,400円) | 1,065 千円 | 22, 188 円 |
| 管理職特別 勤務手当 | 管理職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回:4,000円又は6,000円) | 254 千円 | 28, 222 円 |

(10)特別職の報酬等の状況

村長、副村長及び教育長の給料月額並びに村議会の議長、副議長及び議員の報酬月額、期末手当等の支給率は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

| X | 分 | 給 | 治料月額等 |
|----|-------------------|------------------------|--------------|
| | 村 長 | 615, 000 | 円 |
| 給料 | 副村長 | 525, 000 | 円 |
| | 教育長 | 500,000 | 円 |
| | 議長 | 246, 000 | 円 |
| 報酬 | 副議長 | 194, 000 | 円 |
| | 議員 | 175, 000 | 円 |
| | 議 長 | (令和6 | 年度支給割合) |
| | | 6月期 | 1.650月分 |
| | | 12 月期 | 1.700月分 |
| 期末 | | 計 | 3. 350 月分 |
| 手当 | | (令和6 | 年度支給割合) |
| | | 6月期 | 1.650月分 |
| | 副議長 議 員 | 12 月期 | 1.700月分 |
| | 哦 貝 | 計 | 3. 350 月分 |
| 退職 | 村 長 | 615,000 円×40.38/100×在職 | 月数 により算定する額 |
| 手当 | 副村長 | 525,000 円×23.28/100×在職 | 月数 により算定する額 |
| 丁曰 | | 500,000 円×18/100×在職月数 | なにより算定する額 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国、県及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を逸しないように考慮して、条例で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。 一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代

勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は別に定めています。

(2) 休息時間・休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。 なお、休息時間については平成18年4月1日より廃止しています。

(3) 週休日·休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは、祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、 週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を24項目設けています。

・年次有給休暇の取得状況(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

| 総付与日数 総取得日数 | | 総取得日数 集計対象職員数 | | 消化率 |
|------------------|---|---------------|-------|------|
| A | В | В С | | B/A |
| 日 | 日 | 人 | 日 | % |
| 2, 720. 0 889. 4 | | 68 | 13. 1 | 32.7 |

5 職員の休業の状況

育児休業は、子を養育するため、職員が一定の期間、勤務しないことができる制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げ、平成22年7月からは、 子の出生の日から57日間内に育児休業をした場合に再度の育児休業を取得可能としています。

また、育児休業のほか、一日の勤務時間のうち一部(2時間を超えない範囲の時間)を勤務しないことができる部分休業制度、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度も設けています。

なお、令和6年度における育児休業取得者は1人です。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公 務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されてい ます。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共施設において、その職員の職務に関連あると認められる事項の調査、研究または指導に従事する場合とされています。

なお、令和6度における分限処分はありません。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

なお、令和6における懲戒処分はありません。

7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など服務上の強い制約が課せられています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、6(2)のとおりです。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部を改正する法律が平成 28 年度から施行されたことに伴い、再就職者による依頼等の規制について規定した「職員の退職管理に関する規則」を制定しました。

9 職員の研修の状況

職員の研修は、野田村職員人材育成基本方針に沿い、職員の能力開発のため、意識開発・職場研修・職場外研修の3本柱で推進しています。その中でも意識開発(職員提案制度など)を人材育成の中心として捉えて取り組んでいます。また、職場外研修については、職員に公正に実施しています。

令和6年度に行われた主な職場研修・職場外研修は、以下のようなものがあります。

- ① 当村が実施したもの
 - 新採用職員研修
- ② 研修所等に派遣したもの
 - ・ 市町村職員研修(新規採用職員研修(前期・後期)、財産管理事務研修、人事評価研修、監督者級研修、法規事務研修、クレーム対応研修、管理者級研修、メンタルヘルス研修、広報担当者研修、人事事務研修、監督者級選択講座(ファシリテーション、OJT・コーチング)、政策形成講座、政策法務講座、人事評価研修、税務事務研修、契約事務研修、新任広報担当者研修、税務事務研修、一般職員研修基礎Ⅰ、一般職員研修基礎Ⅱ、一般職員研修基礎Ⅲ)
 - 接遇研修

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和 47 年 法律第 57 号)及び職員安全衛生管理規程等に基づき、安全衛生管理責任者、産業医及び衛生管 理者の選任並びに衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 健康診断の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断や胃部検診、乳がん・子宮がん検診等を実施しています。

(3) 福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法第 42 条において職員の福利厚生の計画を樹立し実施すること

が義務付けられており、当村では野田村役場職員互助会(村職員が会員)及び岩手県市町村職員 健康福利機構(県内の市町村職員が会員)において福利厚生事業を行っています。

なお、村職員互助会には公費負担はありませんが、県市町村職員健康福利機構には、公費負担があります。

① 野田村役場職員互助会

ア 会員数(令和7年4月1日現在) 73名

イ 事業内容(令和6年度決算)

• 給付事業

| 区分 | 結婚 (30 千円) | 出産 (20 千円) | メガネ (5千円) | 人間ドック (10 千円) | 計 |
|------|---------------|---------------|--------------|------------------|--------|
| 人数 | 2名 | 2名 | 9名 | _ | 13名 |
| 給付総額 | 60 千円 | 40 千円 | 45 千円 | _ | 145 千円 |

- ・各種厚生事業(交流会・送別会等) 858 千円
- 総会 73 千円
- ・補助金 40千円(各クラブへの補助金)
- ウ 財源内訳 会員掛金 533 千円、参加負担金等 530 千円、前年度繰越金 106 千円
- ② 岩手県市町村職員健康福利機構
 - ア 会員数(令和7年4月1日現在) 73名(本村加入者数)
 - イ 事業内容

給付事業、ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業、健診・健康支援事業等

ウ 本村の負担状況(令和6年度決算額)

会員掛金 1,247 千円、公費負担金 813 千円 (一人あたり公費負担額 11,135 円)

(4) 利益保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度によって 保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する審査請求制度は、不利益な処分を受けた職員が審査請求することを認める制度です。

本村では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

なお、令和6年度において、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求及び職員に 対する不利益な処分についての審査請求はありません。

11 職員の競争試験の状況

令和7年度採用職員の競争試験の状況

(1)令和6年9月実施分

| (1) 10 10 1 1 2 7 2 7 4 2 2 7 | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------|-------------|----------|----------|------|----|----------|-----|
| | 採用 | | 第1次試験 | | | | 第2次試験 | |
| 試験区分 | 予定 | 申込 者数 | 受験 者数 | 合格 者数 | 倍率 | 受験 | 合格 者数 | 倍率 |
| | 数 | 日 X A | 日奴 B | 日 C | B/C | 者数 | 日奴 D | B/D |
| 加事交人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 一般事務A | 1 | 6 | 5 | 3 | 1. 7 | 3 | 1 | 5 |
| 一般事務B | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 川又 ず 1分 D | 1 | 9 | 7 | 2 | 3. 5 | 2 | 0 | 0 |
| 土木C | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 工水C | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | О |

- 注 各試験区分の受験資格は下記のとおりです。
 - •一般事務A…高校卒業以上
 - ·一般事務B…高校卒業以上·有資格者 ※社会福祉士
 - ・土木 C…高校卒業以上・土木科卒業者若しくは測量士補資格又は土木施工管理技士資格 (2級以上)

(2)令和6年11月実施分

| | 採用 | | 第1次試験 | | | | 第2次試験 | |
|-------|-----|----------|----------|----------|--------------|----|----------|-----|
| 試験区分 | 予定数 | 申込 者数 | 受験 者数 | 合格 者数 | 倍率 P. / C | 受験 | 合格 者数 | 倍率 |
| | 致入 | A | В | С | B/C | 者数 | D | B/D |
| 一般事務A | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 一版事務A | 1 | 8 | 7 | 2 | 3. 5 | 2 | 1 | 7 |
| 加卡努力 | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 一般事務B | 2 | 4 | 4 | 3 | 1.3 | 3 | 2 | 2 |
| 土木・建築 | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| С | 1 | О | 0 | 0 | 0 | 0 | О | 0 |

- 注 各試験区分の受験資格は下記のとおりです。
 - ·一般事務A…高校卒業以上
 - ·一般事務 B ··· 高校卒業以上 · 社会人
 - ・土木 C…高校卒業以上・土木施工管理技士資格又は建築士 (1級)、あるいは行政機関における業務経験